

「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(5)(6)(7)」 (部会資料33、34、35)について

日本司法書士会連合会

動産・債権等に関する担保法制検討委員会副委員長

小野 紘里

委員

福永 修

今般、「要綱案のとりまとめに向けた検討」のステージも最終局面に入り、令和5年10月10日(火)に法制審議会担保法制部会第38回が開催され、同月24日(火)に同第39回が開催された。第38回では部会資料33の第5及び部会資料34について、第39回では部会資料35の下記第1から第6までについて検討された。本稿では議論の方向性や主要な事項のみを掲載しているため、詳細については部会資料及び部会議事録をご参照いただきたい。

I 法制審議会担保法制部会第38回

(部会資料33)

第5 動産譲渡登記における動産の特定方法等

(部会資料34)

第1 実行に関する論点

第2 集合動産譲渡担保権設定者の特定範囲に属する動産の処分権限等

第3 優先する譲渡担保権の存在を知らないで譲渡担保権の設定を受けた者の保護

(部会資料33)

第5 動産譲渡登記における動産の特定方法等

動産譲渡登記における動産の特定事項を、①動産の種類及び②(動産の種類以外の)任意の方法とし、このうち②については登記官が審査せず、申請事項をそのまま登記とする旨の提案について議論された。伊見委員(当委員会委員長)より、場所的要素が果たす役割は実務的に大きいため、所在場所を特

定事項の例として残すべきとの発言があり、他の委員からこれを支持する発言があった。

(部会資料34)

第1 実行に関する論点

1 処分清算方式による動産譲渡担保権の実行の効果の発生時期

実行による被担保債権の消滅時期について、実行の目的である動産を第三者に譲渡した時と、第三者との間でその目的である動産を譲渡する旨の合意をした時のいずれとすべきかとの論点について議論された。複数の委員から、いずれでもなく代金支払い時期とすべきとの意見が出されたが、その一方で、贈与や代物弁済といった代金支払いを伴わないケースや、分割払いのケースも考慮する必要があるといった指摘もされた。また、受戻し権に関する論点との関係についても議論された。

2 集合動産譲渡担保権の特定範囲に属する分別管理

実行通知の到達時に特定範囲に属していたものとそうでないものを外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていないときは、各動産は実行通知が到達した時に特定範囲に属していたものと推定する旨の提案について議論された。数量は特定されているが、どの動産であるかまでは特定されていない場合の考え方として、分別管理されているとはいえないため、特定範囲に属していたものと推定されると考えられる旨、反証によって後から搬入されたものと立証することになると考えられる旨が事務

局より説明された。執行法上の取扱いとの整合性から提案に賛同する意見のほか、数量が帳簿等で立証できれば反証できるような結論になることが適切ではないかといった意見があった。

3 集合動産譲渡担保権の特定範囲に属する動産に対する保全処分若しくは引渡命令の執行又は強制執行若しくは動産競売に係る差押えによる固定化

固定化の及ぶ範囲として、場所的な範囲で整理することのはずなどについて議論された。また、担保権者が配当要求をする場合を除き、一般債権者による差し押さえによる固定化を認めるべきでないといった意見、劣後担保権者による差押さえの場合も同様であるといった意見、集合対個別の場合や集合対集合であるが一部のみが重なっている場合の考え方などについて議論された。

4 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令及び実行後の引渡命令の相手方の範囲

引渡命令の相手方の範囲に占有者を含めることのはずについて議論された。倉庫業者や債務者所有の機械を借りていた第三者などが想定されること、実務の立場からは占有者を含めることを広く認めて欲しいが不動産と違って手続保証が十分ではないことを懸念する意見、寄託に係る規定との整合性などについて議論された。

第2 集合動産譲渡担保権設定者の特定範囲に属する動産の処分権限等

原則的には設定者に処分権限があるものとし、担保権者を害することを知っていたものである場合には、この限りでないとすることが提案された。この提案について、「通常の営業の範囲」という従前の要件を取り扱い、「害することを知って」という要件に置き換えるものであることを評価する意見が複数示された。「害する」の定義として、客観的に害することに加えて、主観的に認識していることの、二つが必要であるとする事務局の考えが示されたほか、該当する具体的なイメージなどについて議論された。

集合動産譲渡担保権設定契約により設定者の処分権限に制限が設けられているが、処分の相手方が処分権限の制約を知らなかつた場合には、当該相手方はその権利を取得するとする提案について、無過失を要件とするか、善意の判断時期などが議論された。

第3 優先する譲渡担保権の存在を知らないで譲渡担保権の設定を受けた者の保護

優先する譲渡担保権の存在を知らないで他の者が譲渡担保権の設定を受けた場合について、即時取得が成立するとするかの是非、集合動産譲渡担保権設定者の特定範囲に属する動産の処分権限等（上記第2）の規律との整合性、即時取得を認めるとする場合に立法が必要かといった論点などについて議論された。

II 法制審議会担保法部会第39回

- | | |
|----|---------------------------------|
| 第1 | 集合債権譲渡担保の目的である債権の取立権限・弁済受領権限の所在 |
| 第2 | 実行後に生じた債権に対する担保権の効力 |
| 第3 | 倒産手続の開始後に生じた債権に対する担保権の効力 |
| 第4 | 動産譲渡担保権の私的実行の終了時期等 |
| 第5 | 根譲渡担保権の処分 |
| 第6 | 動産譲渡担保権等と他の約定動産担保権が競合する場合の優劣 |

第1 集合債権譲渡担保の目的である債権の取立権限・弁済受領権限の所在

個別債権譲渡担保における債権の取立権限や弁済受領権限の規律内容とは相違するものとして、「譲渡債権の取立てを設定者に許諾し、設定者が取り立てた金銭について担保権者への引渡しを要しないこととする債権譲渡契約」（最判平成13年）を参考として、これと同様の定めがあるときは、設定者が『特定の範囲に属する債権』の取立権限を有するものとする規律を設けることのはずについて議論

された。この点、個別債権譲渡担保の規律を適用しその修正は契約当事者の合意に委ねることで足りるとする意見はなく、新たな規律で手当てすることを念頭に置いた議論がされた。たとえば、設定者の取立権限について担保権者自ら行使可能となる時期との関係で、被担保債権の不履行に至る前の段階においても担保権者が取立て可能となるような方向で検討すべきである等、実務上の必要性の観点からの意見があった。

第2 実行後に生じた債権に対する担保権の効力

集合債権譲渡担保権の効力に関して、その実行後において集合債権譲渡担保権の特定範囲に属すこととなった債権に及ぼないものとする規律を設けるかどうか、主に後記第3との関係で議論された。

第3 倒産手続の開始後に生じた債権に対する担保権の効力

集合債権譲渡担保権の設定者につき破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等があったときに、その目的債権の固定化が生じるべき時点について議論された。この点、担保権者に固定化権限を認めることを基本としつつ、加えて破産管財人等の設定者にも固定化の権限を認める方策等が議論された。また、倒産手続下において再度の実行を何度も許容できるかどうかにつき、前記第2との関係で議論された。さらに、部会資料では例外として、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときに関する別段の合意を許容することが提案されており、その際には担保権者よりも『再生手続又は更生手続における共益債権』等が優先して償還を受けられる旨の規律が提案された。これは、事実上、全資産担保に際して活用できる制度であると評価できる一方、優先されるべき債権を拡張すべきであることや償還手続の具体的な方法を明確化すべきであること等の意見が相次いだ。

第4 動産譲渡担保権の私的実行の終了時期等

動産譲渡担保権の私的実行については、早期に完了することにより被担保債権を弁済して目的物の所有権を回復する余地がなくなり、その後の事業再生が困難になるおそれがあることから、設定者の担保権実行手続中止命令の申立てや担保権消滅許可制度の利用の機会を確保する方法を検討することとの関係で、私的実行の終了時期について議論された。

第5 根譲渡担保権の処分

これまでの議論を踏まえて根譲渡担保権の規律内容として、極度額の定めのある場合に限って元本確定前における全部譲渡、分割譲渡及び一部譲渡並びにそれらの登記を可能とすることが提案されたところ、特に異論はなかった。なお、部会資料として「新たな譲渡登記ファイルのイメージ図」と「根譲渡担保権の分割譲渡の登記のイメージ図」が示されたが、これは伊見委員（当委員会委員長）による提出資料が元になっているとのことであった。根譲渡担保権については、極度額や債務者等が登記事項にならない等、不動産の根抵当権の場合とは一部相違することが想定されている。

第6 動産譲渡担保権等と他の約定動産担保権が競合する場合の優劣（部会資料33第4、2の修正案）

1 占有改定劣後ルールの潜脱への対応の要否

部会資料33第4、2で提案された占有改定劣後ルール（占有改定の方法により対抗要件を具備した動産譲渡担保権を、占有改定以外の方法により対抗要件を具備した約定動産担保権に劣後させる案）について、その潜脱としてたとえば、動産譲渡担保権者が当該動産の現実の引渡しを受けた後に設定者に占有を戻したような事案にどう対応するのかについて審議がされた。この点、潜脱を放置すべきでないとの考えが趨勢であり、その対応方法

については多くの意見に鋭く分かれた。たとえば、占有改定劣後ルールによるとしてもその思考の出発点を登記優先ルールに求めて、かつ公示制度の客觀性を維持する観点から、設定者が直接占有するに至った場合には（潜脱意図の有無にかかわらず）占有改定劣後ルールの規律を及ぼすべきであるとの意見や、一方では占有改定劣後ルールを出発点にして設定者が直接占有するに至ることで公示力の弱い状態になったとしてもその事情を認識している第三者との関係では公示力を認めてよいとして競合する担保権同士の優劣についての信頼保護ルールを新たに設けることにより対応すべきであるとの意見等があった。

2 対抗要件具備時説の修正の要否

部会資料33第4、2で提案された対抗要件具備時説（たとえば、登記された個別動産譲渡担保権の目的動産がそれに先行して登記されていた集合動産譲渡担保権にかかる所在場所に搬入された事案において、担保権の優劣基準を対抗要件具備時とする考え方）について、ここでは両担保権の当初の設定者が相違する場合に対抗要件具備時説を修正することが提案された。想定事案は、登記された個別動産譲渡担保権の負担付きで真正譲渡がされて、その譲受人が設定者として別枠で（個別動産譲渡担保権登記に先行して）登記を具備していた集合動産譲渡担保権にかかる所在場所に搬入されたケースであり、このときに個別動産譲渡担保権が優先するという価値判断自体については特に異論がなかった。しかしながら、想定事案がそもそも対抗関係であるのか否かという問題意識、さらには仮に個別動産譲渡担保権が登記ではなく占有改定による対抗要件を具備したに過ぎない場合はどのように整理されるのかという問題意識が共有され、様々な意見が鋭く対立した。この点、今後の検討事項となった。